

子ども・子育て支援新制度における運営に関する説明会

日付：平成26年10月27日（月）

時間：19:00～20:30

会場：青少年育成センター第一研修室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 保育時間の考え方について…………… 配布資料①

保育運営課 運営指導係長 森兼

(2) 保育士確保策について…………… 配布資料②

保育対策課 担当係長 澤田

(3) 市独自助成の検討の方向性について……………配布資料③

保育運営課 運営指導係 山岡

(4) その他

(5) 質疑応答

(6) 事務連絡

3 閉会

※説明会后、御質問がありましたら、記載の担当まで、お電話でお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

	質問内容	お問い合わせ先	
		担当課	電話番号
(1)	保育時間の考え方について	保育運営課	045-671-3564
(2)	保育士確保策について	保育対策課	045-671-4469
(3)	市独自助成の検討の方向性について	1号部分：子育て支援課	045-671-2084
		2・3号部分：保育運営課	045-671-3564
(4)	平成27年度認定利用調整(新規利用と継続利用)について	子ども・子育て 新制度準備担当	045-671-4467
(5)	新制度における運営基準(園則・運営規程等)について	子育て支援課	045-671-2084

子ども・子育て支援新制度における 横浜市としての保育時間の考え方について

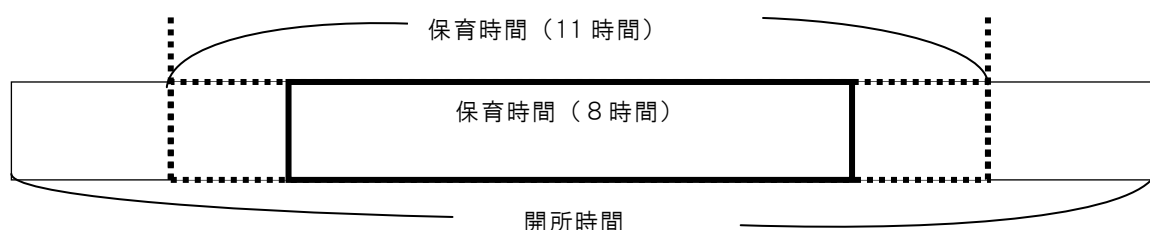
① 横浜市としての保育時間の表記・考え方

保育時間の表記について、本市として次の**表記と考え方**で統一します。

保育時間(8時間) …… 保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とします。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とします。

保育時間(11時間) …… 保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、保育時間(8時間)を含む11時間とします。

開所時間 …… 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。



②-1 時間帯の設定について(平日)

各施設が独自で時間帯を設定します。

保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間(8時間)と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間(11時間)を確保するため、11時間以上の開所時間を設定していただきます。

なお、現在の入所児童の登降園の状況等を考慮し、現行の原則保育時間等を変更することは可能です。

保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育については、地域のニーズに応じて実施していただくこととなりますが、原則は、現行の開所時間を短縮することがないようにしてください。

延長保育の考え方ですが、

「保育短時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(8時間)を超える前後の時間帯、

「保育標準時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(11時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。(別途、助成及び延長保育の徴収あり。後日提示します)

②-2 時間帯の設定について(土曜日)

土曜日も、原則、平日同様、保育時間(8時間)と保育時間(11時間)の実施をお願いします。

<留意点>

- 保育時間(8時間)や保育時間(11時間)を設定するため、平日と土曜で異なる保育時間を設定することは可とします。その場合は、現在の利用者の不利益にならないよう配慮してください。

例 平日 保育時間(8時間) 8:30~16:30 開所時間 7:30~18:30

⇒土曜 保育時間(8時間) 7:30~15:30 開所時間 7:30~15:30(延長保育なし)

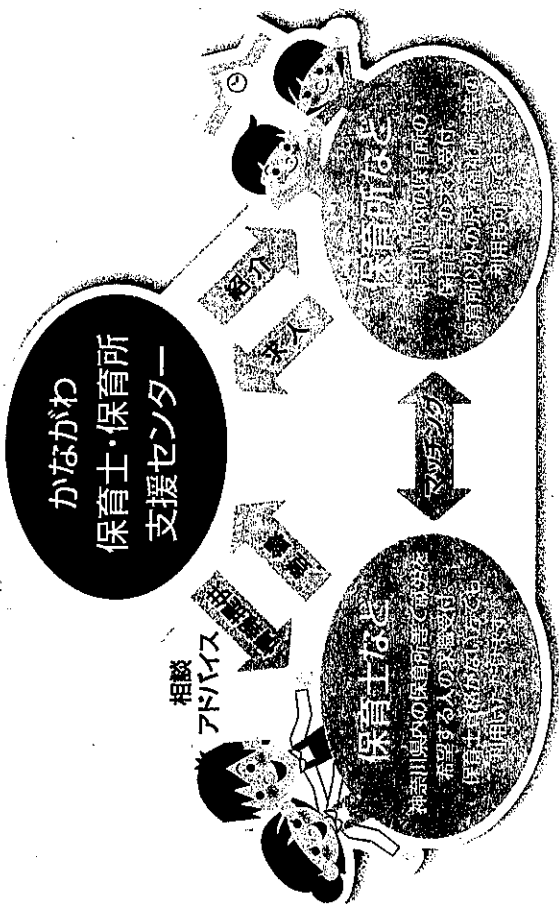
- 現行、土曜日に8時間以上または11時間以上開所している保育所・事業等については、現行どおり開所をお願いします。

<経過措置>

既存園については、これまでの経過から、急な体制整備は困難なことも予測されますので、次のとおり対応をお願いします。

- ・現行、開所時間が8時間未満の施設については、平成27年4月に最低限8時間開所としてください。その後、質改善後の平成29年度までに、段階的に11時間開所となるようにしてください。
- ・現行8時間~11時間開所の施設は、できる限り平成29年度までに11時間開所となるようにしてください。

かながわ保育士・保育所支援センターは
 保育所等からの求人と保育関係の求職者を
 マッチングして、保育人材の確保を促進します。



まずはセンターに登録、様々なアドバイスが受けられます。

**すぐに就職したいと
考えている方へ**

- ◎ 求人情報の提供
- ◎ 求人票の開示※
- ◎ 就職先の紹介
- ◎ 就職相談

※ 求人情報を自由に閲覧できます。

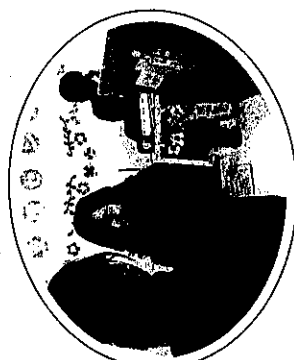
**いずれ就職しようと
考えている方へ**

- ◎ 保育等に関する情報提供
- ◎ 就職相談会等の案内

セミナー、研修等の開催と案内
 復職に向けた相談会の紹介

就職相談：目録

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。
 ご希望により、就職先の情報提供、紹介をします。
 就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言をします。プランクのある潜在保育士の方もお気軽にご相談ください。



就職支援セミナー・相談会開催

県内各地の会場で就職支援セミナーや就職相談会を開催します。
 詳しい日程はホームページ等でお知らせします。



- ◎ 就職支援セミナー
 就職にあたって必要な保育に関する情報について学ぶことができます。
- 「セミナーテーマの例」
 ・保育所保育指針を通して、今、求められている保育について学ぶ。
 ・保育所の現役園長から、園の様子や保育環境についての話を聞き、現場を知る。

◎ 就職相談会
 県内各地から保育所がブース出展し、それぞれの園の特徴や求めている保育人材について直接聞くことができます。
 ※ 雇用保険の求職活動実績対象となります。



保育に関する情報提供

保育にかかわる様々な情報（資格や制度、就職相談会開催日程など）をメールで配信します。



横浜のこどもたちのために
あなたの力を求めています！

平成26年度
第3回

保育士就職面接会



保育施設事業者がブース出展します！

※今回ブース出展をする保育施設事業者は、市内全区で保育所等を運営する事業者が対象です。



就職に関する相談だけでも参加可能！

開催日時

平成26年12月17日(水)

13:00～16:00(受付開始12:45)

参加費
無料

会場

横浜市技能文化会館 Tel. 045-(681)-6551

横浜市中区万代町2-4-7

交通

JR「関内駅」南口から徒歩5分

市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2から徒歩3分

対象者

保育士資格をお持ちの方及び保育士資格取得見込みの方で、
私立保育所での勤務を希望される方

当日参加
可能！！

申込期限

平成26年12月16日(火)まで

※雇用保険の求職活動実績対象です。受給資格証をお持ち下さい。

お申込み
の問合せ

FAX・TEL (受付時間9時～17時、月～金 ただし祝日を除く)・電子申請等でお申込みください(裏面参照)。

株式会社京急アドエンタープライズ内 面接会事務局(090-5555-8888)



045-848-2722



0120-101-784

横浜市HPでは、私立保育所と横浜保育室の横浜市内保育所等求人情報を掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/hoikukyuuuin.html> 横浜市内保育所求人情報 検索

参加申込書 (FAX送付票)



株式会社京急アドエンタープライズ内 面接会事務局(当事業委託先)

045-848-2722

申込み期限

平成26年

12月16日必着

保育士就職面接会 / 12月17日(水)	
ふりがな	ハローワークカード求職番号 - / 登録なし
氏名	生年月日
	昭和・平成 年 月 日(歳)
住所	〒 -
連絡先	TEL - - (日中連絡が取れる番号をご記入ください)
	FAX - -
お持ちの資格	()保育士・保母資格 ()26年度保育士資格取得見込み ()幼稚園教諭免許
参加目的	※参加される目的やご質問などがありましたら具体的にご記入ください。
当就職面接会を何でお知りになりましたか?	<input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 広報よこはま <input type="checkbox"/> 区役所 <input type="checkbox"/> 地区センター <input type="checkbox"/> ダイレクトメール <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 市役所ホームページ <input type="checkbox"/> その他()

お申込み時にご提供いただいた個人情報は当就職面接会にのみ使用し、内容はハローワークと共有しますが、その他の目的に使用することはありません。委託業者においても、個人情報の取扱いについて適正に取り扱います。

電子申請でもお申込みができます

●パソコンをご利用の方



<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kinkyu/mensetsu.html>

●携帯電話をご利用の方

下記のQRコードを読み込んでください。

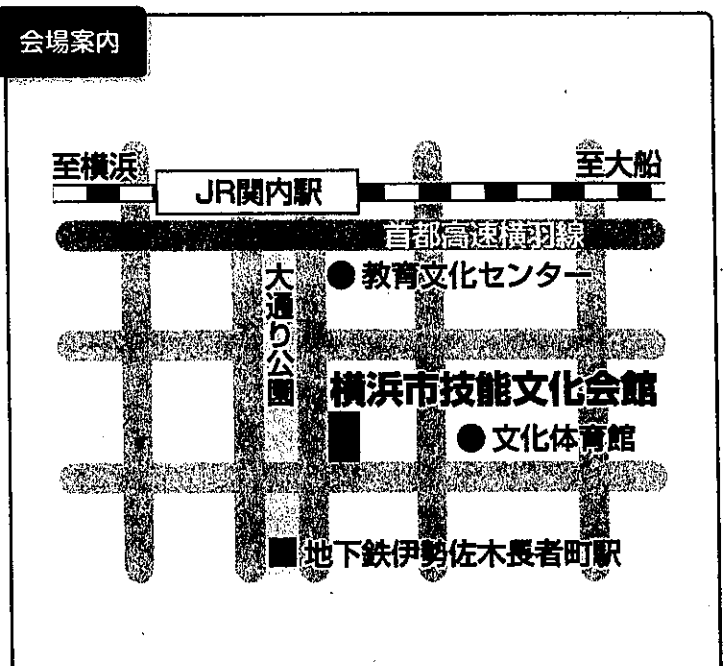


●スマートフォンをご利用の方

下記のQRコードを読み込んでください。



会場案内



保育部分における市独自助成の検討の方向性について

- 保育部分における市独自助成については、現行の保育の質の水準と国の公定価格等を踏まえて、継続するものと今後変更するものの検討を行っています。
- 本日お示しする項目については、現段階での検討項目であり、確定した内容ではありません。項目・金額ともに今後の予算編成の中で検討し、市会での議決を経て確定します。

1 現在、国から示されている公定価格の「質の改善後」の仮単価は平成 29 年度の姿です。平成 27～28 年度は「質の改善前」と「質の改善後」の間の水準となる予定です。

2 市独自助成で実施を予定している項目

(ア) 職員配置加算…市基準の保育教諭配置を確保するための助成。3 歳児配置加算 (15 : 1) は公定価格に反映されるまでの間、市独自助成として【先取り】で実施予定。

2・3号認定児童の1歳児 (4 : 1)、2歳児 (5 : 1)、4歳以上児 (24 : 1) の配置加算は引き続き実施する予定

(イ) 職員処遇改善加算…職員の平均勤続年数等に応じて加算する安定的な雇用、昇給や給与改善確保、保育教諭確保のための助成

公定価格の職員処遇改善等加算については、本市独自助成として【先取り】で実施予定 ※現行保育所部分に助成していた国の臨時特例事業は、平成 26 年度で終了予定

現在、本市で独自に助成している「職員処遇改善費」をベースにしながら、キャリアアップの取り組みや給与改善の実績等に応じた加算とする国の仕組みを参考に、より効果的な制度となるよう見直し予定

(ウ) 地域型保育事業から連携を受諾し、認定こども園のノウハウを生かした交流保育や保育支援の実施や受入枠の設定などに必要な経費に充当するための助成

(エ) システム化経費助成 (事務職員雇用費からの変更) …簡易請求ソフトを用いて請求を行うための助成

(オ) 障害児保育費・特別支援児童加算費…現行の保育所助成単価を基に、1号認定児童、2・3号認定の短時間認定児童と標準時間認定児童の単価を検討

(カ) 既存の認定こども園を対象とした、新制度移行のための支援助成を検討 (2 年度限定)

3 国の公定価格化により見直しを検討（現行の保育所部分の市独自助成）

（ア）11 時間開所雇用費…保育時間（8 時間）を超えて 11 時間までの保育を実施するための助成。公定価格で 11 時間分の単価が設定された場合は見直し

4 ご要望いただいている主な項目

（ア）給食に関する栄養士の格付け経費及び食物アレルギー等の対応の経費

（イ）事務職員を加配する経費

（ウ）職員処遇改善費の見直し…常勤保育士を確実に確保できるように

（エ）地域型保育事業との連携に係る経費

（オ）常勤保育士・調理員の配置の強化、加配の実施

（カ）施設長の人件費相当分の経過措置

5 その他の現行の保育所部分の独自助成

公定価格の水準を踏まえ、必要な市独自助成を検討・審議します。

（ア）保育士臨時雇用費…多様な保育サービスを実施するため、市の配置基準を上回って保育士を雇用するための経費

（イ）臨時調理人雇用費…国基準の調理人の人数を超えて調理人を雇用するための助成

（ウ）産休等代替職員雇用費…職員が出産や疾病のため 2 週間以上の療養（有給）を必要とする場合に代替の職員を新に雇用するための経費

（エ）医療的ケア対応看護師雇用費…医療的ケアが必要な児童のために、看護師等が配置されている保育所にさらにアルバイト看護師等を配置するための助成

（オ）被虐待児童対応費…児童相談所等で虐待が疑われ保育するのに保育士を加配することが必要と区役所が認めた場合の助成

（カ）乳児保育雇用経費…乳児保育及び障害児保育を実施しており、児童の処遇向上のため看護職等・栄養士を雇用している場合に助成

（キ）産休明け保育児童健康診断助成…産明け保育児童を対象に、入所時及び定期的なものを除いた臨時の健康診断を行うための助成

（ク）外国人児童保育助成…外国人児童の処遇向上のため、保育士を雇用するための助成

（ケ）午睡用寝具リース費…入所児童が使用する午睡用寝具のリースを受けるための助成

（コ）日本スポーツ振興センター共済掛金助成金…日本スポーツ振興センター共済掛金の負担金の一部に充当するための助成

（サ）11 時間超開所雇用費（延長保育助成）…11 時間を超える保育を実施するための助成。現行の時間延長サービス従事職員雇用費は 15 分単位の実績に応じた助成に変更予定

こ保運第 2078 号
平成 26 年 10 月 14 日

認可保育所設置者 様

こども青少年局保育運営課長

「保育士登録申請中の者」の取扱いの変更について（通知）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます

本市の保育事業について日々御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

「保育士登録申請中の者」について、平成 26 年 10 月から、国の通知に基づき支弁を行う際の取扱いが変更になりましたので、お知らせします。

1 本市の助成制度における変更点

(1) 主任保育士加算を請求する際に市基準配置に加え加配する保育士は、「保育士登録申請中の者」も対象となります。月 160 時間以上勤務の方を対象とし、「保育士登録申請中の者」が 2 名以上であわせて月 160 時間以上の勤務となる場合も可とします。

なお、この取扱いは主任保育士加算が対象であって、保育士臨時雇用費等は対象となりません。

(2) 横浜市長時間保育助成要綱第 15 条に定める 11 時間を超えて開所する保育所が加配する保育士は、「保育士登録申請中の者」も対象となります。

2 「保育士登録申請中の者」の定義

保育士登録申請中の者とは、児童福祉法に定める保育士となる資格を有し、都道府県知事に保育士登録の申請を行っている者をいいます。

指定保育士養成施設を卒業し、保育士登録済通知書が交付されている者は、通知書作成日から 3 か月間に限り、保育士登録済通知書を保育士登録証に代えることができます。この取扱いは従来どおりです。

3 「保育士登録申請中の者」の確認方法

(1) この取扱いに基づき運営費等を請求する場合には、その内容の分かる書類を保育所所在区のこども家庭支援課に届け出てください。

(2) 保育所が届け出る書類は、次の各項目に定める書類を原則とします。

ア 保育士となる資格を有する者の確認関係

保育士（保母）資格証明書、指定保育士養成施設卒業証明書、保育士養成課程修了証明書、保育士試験合格通知書のいずれかの写し

イ 都道府県知事（登録事務処理センター）への保育士登録申請中の確認関係申請時の「書留・特定記録郵便物等受領証」の写し

ウ 常勤換算できるかどうかの確認関係

「保育士登録申請中の者」の勤務時間が分かるもの（雇用契約書の写し等）

4 適用時期

平成 26 年 10 月分の主任保育士加算から今回の取扱いの対象とします。

5 保育士証の確認について

今回の取扱いの変更に関わらず、保母資格証明書のままの方がいないか、氏名や本籍地変更による書き換えや紛失による再交付の必要がないか、念のためご確認いただき、該当がある場合は速やかに発行・書き換え・再発行の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

横浜市役所こども青少年局
保育運営課運営指導係 山岡
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL 045-671-3564 FAX045-664-5479